

大和川水系河川整備基本方針における基本理念（案）

大和川水系において、国と大阪府、奈良県は、河川整備基本方針を策定するにあたり、これまでの経緯を踏まえつつ、流域の治水のあり方について以下のとおり基本理念を共有することとする。

【基本理念1：(方針)】

一部の地域の犠牲を前提として、その他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識の下、

1) 長期的な治水安全度の確保に向けて、

- 人為的に下流へ洪水時の負荷を増すことになる狭窄部の開削は極力行わないことが望ましいことから、上流部において、下流部への流出量を低減させ、かつ上流部の治水安全度を向上させる実現可能な流出抑制対策及び洪水調節施設の整備など最大限の対策を行う。
- 大和川は、流域全体に占める狭窄部上流の流域面積が大きく、狭窄部上流にも多くの人口・資産が集積しており、これらの対策を行った場合でも、上流部の安全度の確保が困難である。このため、亀の瀬狭窄部において、追加の地すべり対策を講じた上で行う河道掘削やバイパストンネルなどの人工的施設を検討し、下流部の整備状況を踏まえつつ必要最小限の流下能力を確保する。
- 上流部では、下流部の安全度を考慮しつつ河道改修を行い、本川水位を低下させ下流部への流出量の低減にもつなげる対策を実施し、治水安全度を向上させる。
- 下流部では、上流部の整備による流出量の増加への対応も含めた河道改修を行い、治水安全度を向上させる。
- これらについて、流域全体の理解と協力の下に進めていくこととする。

2) 計画規模以上の洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水への対応として、

- 破堤による甚大な被害の恐れのある場合には、流域全体でリスクを分担することとして、大和川全川において、本川に排出する沿川の排水ポンプの停止など流出抑制に向けて、流域が一体となった的確な対策を検討し講ずる。
- 併せて、洪水等のはん濫による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成、水防活動との連携、土地利用計画や都市計画との調整、流域の保水力の保全等、総合的な被害軽減策を自助・共助・公助等のもと、関係機関や地域住民等と連携して推進する。

【基本理念2：(段階的整備)】

奈良盆地と大阪平野には人口・資産が集中しており、地すべり地である亀の瀬狭窄部の開削は慎重に進める必要があることから、治水対策を進めるにあたっては、段階的な整備目標を立て流域全体の治水バランスに配慮する必要があるとの認識の下、

- 下流部においては、上流部の河道改修によりこれまで氾濫していた水を人為的に下流の堤防区間に流下させることから、上流部からの流出量の増加も考慮し、河道改修により治水安全度の早期向上を図る。
- 上流部においては、下流部への流出量の低減にもつなげる流出抑制対策と洪水調節施設の整備を進めるとともに、下流部の整備状況を踏まえつつ河道改修を行い、治水安全度の早期向上を図る。
- 亀の瀬狭窄部において、流下能力の確保に向けて必要な対策を検討する。さらに、下流部の整備状況を踏まえつつ、亀の瀬地すべり地区で地すべりの挙動を監視しながら、段階的に開削（バイパストンネル等の人工的施設を含む）を実施する。
- なお、段階的な河川改修の進め方については、河川整備計画において具体的に検討する。

ここで、下流部とは亀の瀬狭窄部より下流を指し、上流部とは亀の瀬狭窄部より上流を指す。